



第4章 環境施策と私たちの取組

1. 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう
2. 快適で安心して暮らせるよう
きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう
3. 日常生活や事業活動において、
地球環境を思いやる行動をしよう
4. 大洗の環境を良くするために、
みんなで行動し、連携していこう

1. 恵まれた自然を守り、大洗の魅力を活かしていこう

1.1 生物多様性を理解し、生態系を守っていこう

環境施策	町の取組
①生物多様性保全の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性*を保全するために、動植物の生息・生育状況について調査します。 ○動植物の生息・生育状況について、町民からの情報提供を募ります。 ○町内で確認される生物の生息・生育情報を公表します。 ○外来種*による在来種への影響などについて把握・周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発します。 ○絶滅危惧種など貴重な動植物や、在来種に悪影響を及ぼす外来種の巡視を強化するとともに、必要に応じて対策を講じます。 ○町民が動植物に関心を持てるよう、学習会や観察会を提供します。
②海浜部の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重種をはじめ、多様な動植物種を保全するため、生態系*に配慮した海岸整備、海岸利用を推進します。 ○貴重な動植物の生息・生育空間の保全を推進します。 ○大洗海岸ジオサイト*を活かした自然観察会などを推進します。 ○砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全を推進します。 ○砂浜の侵食防止対策及び堆砂防止対策を促進します。 ○レジャー活動の際には、ルール周知及びマナーについて啓発します。 ○クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動を推進します。 ○事業活動の際には、生態系に配慮するよう周知・指導します。
③河川・湖沼の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮した河床整備・護岸整備を国や県に働きかけます。 ○ラムサール条約*登録湿地湖沼の保全を推進します。 ○湖沼の再生のため、水生植物の維持管理活動を推進します。 ○河川や湖沼、ため池等において生態系に配慮した利用を推進します。 ○レジャー活動の際には、ルール周知及びマナーについて啓発します。 ○河川や水路、湖岸等の清掃活動を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○山林や農地の公益的な役割に対する理解を深めるため、情報提供や啓発活動を行います。

④山林・農地の 保全と活用	○農村との交流を通じて農地の保全を考えるため、農業体験を推進します。
	○減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業 [*] を推進します。
	○耕作放棄地の解消に取り組むとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。
	○山林を守り育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。
	○茨城県森林湖沼環境税などを活用し、森林整備を進めます。
	○安心・安全な農地とそこで生産された農作物（大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など）についてPRします。

●町民の取組●

① 生物多様性保全の普及・啓発

- ・動植物の生息生育状況に関する調査に協力します。
- ・県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然への配慮を心がけます。
- ・生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、種類や個体数の増加を防ぎます。
- ・絶滅危惧種など貴重な動植物の保全や外来種対策に協力します。
- ・動植物に関する学習会や観察会に参加し、自然や動植物に関する知識を深めます。

② 海浜部の保全と活用

- ・多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- ・動植物の生息環境の保全に協力します。
- ・大洗海岸ジオサイトを活かした自然観察会などに参加します。
- ・砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全に協力します。
- ・レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- ・クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動に参加します。

③ 河川・湖沼の保全と活用

- ・ラムサール条約登録湿地湖沼の保全に参加します。
- ・河川や湖沼、ため池等を利用する際は、生態系に配慮します。
- ・レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- ・クリーンアップひぬまネットワークが実施する湖沼流域のごみ拾いなど、河川や水路、湖沼の清掃活動に参加します。

④ 山林・農地の保全と活用

- 山林や農地の公益的な役割について情報を入手し、理解を深めます。
- 農業体験に参加します。
- 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に取り組みます。
- 耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- 所有する山林について、間伐、下刈り、植林等の保全管理を行います。
- 山林整備に参加します。
- 安心して安全な農地で生産された大洗の農産物（大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など）を購入します。

◆事業者の取組◆

① 生物多様性保全の普及・啓発

- 動植物の生息生育状況に関する調査に協力します。
- 県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然への配慮した事業活動を行います。
- 生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、種類や個体数の増加を防ぎます。
- 絶滅危惧種など貴重な動植物の保全や外来種対策に協力します。
- 動植物に関する学習会や観察会に協力します。

② 海浜部の保全と活用

- 多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- 砂防林としての機能維持及び美しい自然景観維持のため、町木である松林の保全に協力します。
- レジャー活動を主催または提供する際は、ルールの周知とマナー啓発に努めます。
- クリーンアップ大洗等、海岸等の清掃活動に協力します。
- 動植物の生息環境に配慮し、生態系への負荷低減に努めます。

③ 河川・湖沼の保全と活用

- 河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息生育空間を守るため、工法や時期等に配慮します。
- ラムサール条約登録湿地湖沼の保全に協力します。
- 河川や湖沼、ため池等を利用する際は、生態系に配慮します。
- レジャー活動を主催または提供する際は、ルールの周知とマナー啓発に努めます。
- クリーンアップひぬまネットワークが実施する湖沼流域のごみ拾いなど、河川や水路、湖沼の清掃活動に協力します。

④ 山林・農地の保全と活用

- 山林や農地の公益的な役割について情報を入手し、事業活動の際に役立てます。
- 町民や観光客の農業体験に協力します。
- 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業に取り組みます。
- 耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- 山林の伐採を伴う事業を行う際は、緑の保護と育成に努めます。
- 安心して安全な農業の活性化のため、大洗の農産物（大洗ブランド認証品でもある「大洗日の出米」など）のPRに協力します。

★滞在者の取組★

- 県や町などが発信する動植物等の情報に注意を払い、自然への配慮を心がけます。
- 生態系を保全するために、外来種について県や町などから情報を得て、適切に取り扱い、種類や個体数の増加を防ぎます。
- 多様な動植物種を保全するため、動植物の生態系に配慮した海岸利用に協力します。
- レジャー活動の際は、ルールとマナーを守ります。
- ラムサール条約登録湿地酒沼の保全に協力します。
- 農業体験に参加します。

1.2 大洗の自然・歴史・文化とふれ合い、守り伝えよう

環境施策	町の取組
①自然を活かした公園等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備・維持管理を推進します。 ○大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かした、町民や観光客が親しめる空間を創出していきます。
②文化遺産の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○文化遺産を広く紹介し、文化財保護に関する啓発を強化します。 ○文化財の調査、保存を推進します。 ○文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、大洗町の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。 ○磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全します。 ○伝統行事を保存・継承していくため、後継者を育成します。
③自然・歴史・文化の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について町民とともに検討し、取り組んでいきます。 ○自然環境や文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化に親しむ機会を提供します。 ○観光客に自然保護や環境保全への理解を深めてもらうため、大洗町の自然・歴史・文化を地域ぐるみで伝えるエコツーリズムを推進します。 ○農水産物を活かした観光や、食育につながる農水産業の取組を推進します。

●町民の取組●

<p>① 自然を活かした公園等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備、維持管理に協力します。 ・大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切にします。
<p>② 文化遺産の保護・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財を大切にします。 ・文化財の調査や保存に協力します。 ・磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。 ・伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

③ 自然・歴史・文化の活用

- ・ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について、検討する場や活動に参加します。
- ・大洗の自然環境や文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・エコツーリズム*の活性化のため、大洗の自然、歴史、文化を地域ぐるみで伝える取組に協力します。
- ・農水産物を活かした観光や食育につながる農水産業の取組に参加します。

◆事業者の取組◆

① 自然を活かした公園等の保全

- ・大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備や維持管理に協力します。
- ・大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間の保護に協力します。

② 文化遺産の保護・保全

- ・大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財に配慮した事業活動を行います。
- ・文化財の調査や保存に協力します。
- ・磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。
- ・伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

③ 自然・歴史・文化の活用

- ・ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について、検討する場や活動に協力します。
- ・大洗の自然環境や文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・エコツーリズムの活性化のため、大洗の自然、歴史、文化を地域ぐるみで伝える取組に協力します。
- ・農水産物を活かした観光や食育につながる農水産業に取り組みます。

★滞在者の取組★

- ・大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切にします。
- ・大洗の自然環境や歴史、文化に親しみ、地域資源を大切にします。
- ・漁業体験や農業体験など、大洗の農水産業に触れ合い、食育に活かします。

2 快適で安心して暮らせるよう、 きれいな空気や水を育み、清潔なまちにしていこう

2.1 海風が心地よい大気環境を維持しよう

環境施策	町の取組
①大気環境 の保全	○大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	○工場・事業場等からの排出ガスについては、「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき指導します。
	○ <u>アイドリングストップ</u> ※など環境に配慮した運転（ <u>エコドライブ</u> ※）の普及啓発を図ります。
	○ <u>低公害車</u> ※（ハイブリッドカーや電気自動車など）の選択・普及を推進します。
	○大気汚染防止につながる電気自動車の普及を促進するため、公共施設や観光施設等における充電スタンドの導入を推進するとともに、設置位置情報を提供します。
	○大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推進します。
②悪臭対策	○悪臭防止に関する普及・啓発を推進します。
	○事業活動から発生する悪臭については、「悪臭防止法」や「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき指導します。
	○家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却（野焼き）の禁止について啓発するとともに、監視を強化します。
	○浄化槽の適正管理について啓発します。
③騒音・振動 対策	○事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき指導します。
	○工場、事業場及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化を推進します。
	○生活騒音や自動車・バイクなどの運転に伴う騒音については、モラル向上の啓発に取り組みます。
	○自動車騒音の測定・監視に協力し、実態把握及び対策の検討につなげます。
	○航空機騒音の測定・監視の実施に協力します。

●町民の取組●

① 大気環境の保全

- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）について知識を深め、エコドライブを心がけます。
- ・自動車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）を選択します。
- ・電気自動車を使用する際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。
- ・大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。

② 悪臭対策

- ・悪臭の原因となる家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却（野焼き）は行いません。
- ・浄化槽は適正に管理し、悪臭が発生しないようにします。

③ 騒音・振動対策

- ・近所に迷惑となる生活騒音は出さないようにします。
- ・自動車やバイクの運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音を防止します。

◆事業者の取組◆

① 大気環境の保全

- ・大気汚染防止法など関係法令等を順守するとともに、大気汚染物質による環境負荷低減に努めます。
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を実施します。
- ・業務用自動車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカーや電気自動車など）を導入します。
- ・電気自動車の普及に協力するため、観光施設等において充電スタンドの導入を検討します。
- ・大気環境を保全するため、ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控え、自転車や公共交通機関を利用します。

② 悪臭対策

- ・悪臭防止法や水質汚濁防止法など関係法令等を順守し、悪臭防止に努めます。
- ・農業用ビニールなどは自家焼却（野焼き）を行わず、適正処理を行います。
- ・廃棄処分する農産物や水産系残滓^{ざんし}などは、悪臭を発生させないように、腐敗する前に処理します。
- ・事業活動からの排水等による悪臭を防止するため、浄化槽を適正に管理します。

③ 騒音・振動対策

- ・騒音規制法、振動規制法など関係法令等を順守し、騒音防止や振動防止に努めます。
- ・工場、事業場及び工事現場での作業において、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化に努め、騒音や振動の低減化を図ります。
- ・車両等の適正管理に努め、騒音防止や振動防止に努めます。

★滞在者の取組★

- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）を心がけます。
- ・電気自動車の充電の際は、大洗町内の充電スタンド情報を入手して利用します。
- ・大気環境を保全するため、可能な時は、徒歩や自転車（レンタサイクルなど）、公共交通機関を利用します。
- ・居住環境に配慮し、自動車やバイクの運転の際などは、騒音を防止します。

2.2 きれいな海を守り、泳げる涸沼を目指そう

環境施策	町の取組
①水環境の監視 ・調査の継続	○河川や地下水など公共水域の水質調査に協力し、水質を監視するとともに、結果の公表及び対策の検討を行ないます。
	○水の利用や水循環に関する情報提供をします。
	○工場・事業場からの排水を監視し、適切に指導します。
②生活系・事業系の排水対策	○公共下水道処理区域内における接続を推進するとともに、その他の区域における浄化槽の設置を推進します。
	○浄化槽の設置について、設置補助を行うとともに、設置者には適正な維持管理（法定検査や清掃等）を指導します。
	○環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。
	○事業活動においては、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。
	○化学物質や油、農薬流出などの水質事故を防止するため、処分方法や処分先を周知するなどし、対策を推進します。
	○事業所における排水処理に関し、情報を提供します。
	○「涸沼水質保全計画」を推進します。
③土壌・地下水汚染対策	○農地からの流出水や地下浸透水による水質汚濁を防止するため、農薬や化学肥料の適正・適量使用を推進します。
	○廃棄物からの汚染物質の流出や、排水の地下浸透による土壌・地下水汚染を防止するための監視を行います。
	○土壌汚染を防止するため、「大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」など関係法令について周知します。

●町民の取組●

① 水環境の監視・調査の継続

- ・県や町が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- ・水の利用や水循環に関する認識を深めます。

② 生活系排水対策

- ・公共下水道処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では浄化槽※を設置します。
- ・浄化槽は適正な維持管理（法定検査や清掃等）を行います。
- ・家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、使用量を減らしたりします。
- ・流しでは水切りネットを使用し、また、食器類は油污れをふき取ってから洗います。
- ・化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。
- ・「迺沼水質保全計画」の推進に協力します。

③ 土壌・地下水汚染対策

- ・農薬や肥料は、適量を適正に使用します。
- ・汚染物質が流出するおそれのある廃油缶などは屋外に放置せず、管理または処分します。

◆事業者の取組◆

① 水環境の監視・調査の継続

- ・県や町が公表する河川や地下水などの水質調査結果に関心を持ちます。
- ・水の利用や水循環に関する認識を深めます。
- ・必要に応じて、工場や事業場からの排水の検査及び監視を行います。

② 事業系の排水対策

- ・公共下水道区域内では速やかに接続し、その他の区域では処理浄化槽を設置するとともに、適正に維持管理します。
- ・「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減を図ります。
- ・化学物質や油が入った容器や不要になった農薬を処分する際は、処分方法や処分先を確認し、適正に処分します。
- ・効果的な排水処理対策について情報を収集し、活用します。
- ・「迺沼水質保全計画」の推進に協力します。

③ 土壌・地下水汚染対策

- ・農薬や化学肥料は、適量を適正に使用します。
- ・廃棄物の保管や化学物質の使用、保管、輸送及び廃棄等にあたっては、適正に管理し、事業活動からの土壌及び地下水汚染防止、その他環境汚染の防止を図ります。
- ・「大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」など関係法令に基づき、土壌汚染の防止及び地下水汚染の防止を図ります。

★滞在者の取組★

- きれいな海を守るため、水環境の保全に協力します。
- 屋外でのレジャー活動では、川や海の水を汚さないようにします。
- 観光施設では、環境負荷の低い洗剤類を使用したり、飲み残しを減らしたりして、排水の負荷低減に努めます。

2.3 暮らしの安心・安全を守り続けよう

環境施策	町の取組
①有害化学物質の排出防止対策	○事業者に対し、関係法令等に基づく化学物質の適正な管理・使用について啓発します。
	○農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発を行います。
	○ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報収集及び提供を行い、環境保全意識の啓発を図ります。
	○アスベスト(石綿)*を含む建築物等の解体に伴う飛散防止対策等について、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
②放射性物質による環境汚染対策	○大貫地区及び磯浜地区で測定している放射線量の監視を継続します。
	○国や県が実施している農水産物等の放射性物質濃度について公表するとともに、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
	○放射線量や放射性物質濃度の現状について、町民が正しく理解できるよう、環境学習の場などを活用して周知します。

●町民の取組●

① 有害化学物質の排出防止対策

- ・洗剤などは植物由来の製品に切り替えるなど、有害性の少ない製品を購入、使用します。
- ・環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- ・野菜や草花を育てるために化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ・ダイオキシン類*の発生を防ぐため、自家焼却（野焼き）は行いません。

② 放射性物質による環境汚染対策

- ・放射線量や放射性物質濃度の現状について、県や町が公表するホームページや広報紙などから情報収集に努めます。
- ・県や町が公表する町内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について、正しく理解します。

◆事業者の取組◆

① 有害化学物質の排出防止対策

- ・有害化学物質を使用しない工程へ可能な限り変更します。
- ・農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。
- ・ダイオキシン類の発生を防ぐため、焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- ・アスベスト（石綿）を含む建築物等の解体の際は、関係法令に基づき飛散防止等適切な対策を行います。

② 放射性物質による環境汚染対策

- ・事業資材、製品、廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正に管理します。

★滞在者の取組★

- ・レジャー用品などは、植物由来の洗剤や着火剤を選択するなど、有害性の少ない製品を使用します。
- ・環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- ・大洗町内の放射線量や農水産物等の放射性物質濃度については、県や町が公表するホームページなどから情報を収集します。

2.4 清潔な町並みを保っていかう

環境施策	町の取組
①環境美化意識の普及・啓発	○町民の環境美化意識を高めるため、広報紙やイベント等を活用し、啓発活動を行います。
	○ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発を図ります。
	○雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。
	○所有地内の樹木等の管理について啓発を図ります。
	○大洗サンビーチや大洗水辺プラザなどの海岸や潟沼湖岸など町の観光地における利用者へのごみの持ち帰りについて啓発します。
	○空き家等の適正な維持管理を指導・啓発します。
②きれいなまちづくりの推進	○「大洗町景観計画」に基づき、自然と暮らしの営みを活かした「おもてなし」景観を実現するため、きれいなまちづくりを推進します。
	○クリーンアップ大洗をはじめ、環境保全団体や学校などが実施する清掃活動を推進します。
	○土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
	○道路沿いの植栽などを適切に管理し、景観保全とポイ捨て防止を図ります。
	○花いっぱい運動など、まちを彩る取組を推進します。

●町民の取組●

①環境美化意識の普及・啓発

- ・ごみのポイ捨ては行いません。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末し、飼育上のマナーを守ります。
- ・雑草などの繁茂した空き地は適正に管理します。
- ・所有地内の樹木等が、道路や隣地まで伸びて他人の迷惑にならないよう適正に管理します。
- ・大洗サンビーチや水辺プラザなどの海岸や潟沼湖岸などを利用した際に出たごみは、持ち帰ります。
- ・空き家等は適正に維持管理します。

②きれいなまちづくりの推進

- ・大洗町のおもてなし景観の実現のため、きれいなまちづくりに協力します。
- ・クリーンアップ大洗をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- ・自宅の周囲や通学路など、身近な場所の除草を心がけます。
- ・花いっぱい運動など、まちを彩る活動に参加します。

◆事業者の取組◆

①環境美化意識の普及・啓発

- ・雑草などの繁茂した空き地は適正に管理します。
- ・敷地内の樹木等が、道路や隣地まで伸びて他人の迷惑にならないよう適正に管理します。

②きれいなまちづくりの推進

- ・大洗町のおもてなし景観の実現のため、きれいなまちづくりに協力します。
- ・クリーンアップ大洗をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・防護柵やネットを使用するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。
- ・事業所及び事業所周辺の清掃や除草を行います。
- ・敷地内の緑化や花壇の管理に努め、花と緑を増やします。

★滞在者の取組★

- ・ごみのポイ捨ては行いません。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末し、飼育上のマナーを守ります。
- ・大洗サンビーチや水辺プラザなどの海岸や潟沼湖岸などを利用した際に出たごみは、持ち帰ります。

3 日常生活や事業活動において、 地球環境を思いやる行動をしよう

3.1 緩和と適応の両面から気候変動対策を進めよう

環境施策	町の取組
①気候変動の緩和策（CO ₂ 削減）の推進	○日常生活において、CO ₂ 削減につながる取組を広報紙やホームページ等で紹介し、町民のライフスタイルの見直しを支援します。
	○緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。
	○家庭におけるCO ₂ 排出量の把握や製品やサービス購入時のCO ₂ 排出量表示など、CO ₂ 排出量の見える化の活用を促進します。
	○CO ₂ 排出量が少ないエコカー※（ハイブリッドカーや電気自動車など）の選択の推進やCO ₂ 排出量を抑制するエコドライブの普及・啓発を行います。
	○CO ₂ の吸収源となる緑の保全活動を推進します。
	○「大洗町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定・推進します。
	○町内で行われるイベントで、地球温暖化対策をPRします。
	○学校において、地球温暖化対策の環境教育を推進します。
	○環境にやさしいエネルギー（再生可能エネルギーや効率的なエネルギー）の利用を推進します。
	○住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池の設置者に、購入助成を行います。
②気候変動の影響に備えた適応策の推進	○太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めるよう指導します。
	○電気自動車の普及を促進するため、公共施設や観光施設等における充電スタンドの設置位置情報を提供します。
	○地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、気候変動対策について町民に分かりやすい情報を提供します。
③オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応	○大洗町における地球温暖化の影響についての知見・情報を収集し、適応策の検討・実施を進めます。
	○大雨や台風の増加による浸水被害や高潮災害などが起こる可能性が高まることが懸念されるため、防災訓練やハザードマップの周知を強化し、避難警戒体制の充実を図ります。
③オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応	○廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。
	○事業者に対し、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に基づくフロン類の適正な回収・処理・管理を促進します。

	○フロン類を使用していない製品の使用を推進します。
	○酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの環境負荷低減を推進します。

●町民の取組●

<p>① 気候変動の緩和策（CO₂削減）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるCO₂排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂の見える化を活用し、CO₂削減に取り組みます。 ・家電の購入や設備の導入の際は、省エネ製品や省エネ設備を選択します。 ・緑化や緑のカーテン[*]、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に取り組みます。 ・自動車を購入する際は、エコカー（ハイブリッドカーや電気自動車など）を選択し、運転の際はエコドライブに取り組みます。 ・所有地内の樹木や生け垣の保全、山林の維持管理のための間伐、下刈り、植林等、CO₂の吸収源となる緑の保全に協力します。 ・太陽光発電システムや家庭用燃料電池など再生可能エネルギーや効率的なエネルギーを利用します。 ・電気自動車を使用する際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。
<p>② 気候変動の影響に備えた適応策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、知識を深め、気候変動対策に取り組みます。 ・防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。
<p>③ オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用冷蔵庫及びエアコン、カーエアコン搭載の車両を廃棄する際は、適正にフロン類を回収するため、速やかに適切な引き渡しを行います。

◆事業者の取組◆

<p>① 気候変動の緩和策（CO₂削減）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製品やサービスにCO₂排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂の見える化の活用に協力します。 ・事業活動における燃料及び電力使用量を認識し、CO₂削減に取り組みます。 ・事業所における電化製品の購入や設備の導入の際は、省エネ型を選択します。 ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネに取り組みます。 ・業務用自動車の購入の際はエコカー（ハイブリッドカーや電気自動車など）を選択し、運転の際はエコドライブに取り組みます。 ・所有地内の樹木や生け垣の保全、山林の維持管理のための間伐、下刈り、植林等、CO₂の吸収源となる緑の保全に協力します。
--	--

- 太陽光発電システムや太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム*など効率的なエネルギーを利用します。
- 太陽光発電システムを設置する際は、住環境への配慮と自然環境の保護に努めます。
- 電気自動車の普及のため、充電スタンドの設置や設置情報の提供に協力します。

② 気候変動の影響に備えた適応策の推進

- 地球温暖化や適応策に関する情報を入手し、事業活動における気候変動対策に取り組みます。
- 防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えます。

③ オゾン層や酸性雨など地球環境問題への対応

- 可能な限り、脱フロン型の生産体制を整備します。
- フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に基づき、フロン類の適正な回収、処理及び管理を図ります。
- 酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスによる環境負荷低減を図ります。

★滞在者の取組★

- 観光施設において、節電・節水に協力します。
- 自動車の運転の際は、エコドライブを心がけます。
- 電気自動車の充電の際は、町内の充電スタンド情報を入手して利用します。

3.2 3Rを進め、循環型社会の形成を目指そう

環境施策	町の取組
<p>①ごみの発生抑制と減量化の推進 リデュース (Reduce)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。 ○生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。 ○生ごみ処理容器等*の設置者に購入助成を行います。 ○事業活動におけるごみの分別及び減量化を推進します。 ○食品ロス（作りすぎ・食べ残し・期限切れ等）の減量化を推進します。 ○商品の販売や製品等の出荷時の、梱包（包装）の簡素化を推進します。 ○ごみの減量化のため、観光地等で提供するチラシ等の適正量の作成、飲食に伴う使い捨て食器等の簡素化等を推進します。 ○町の広報紙類において、紙の使用量の削減やペーパーレス化を検討し、導入します。 ○使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発を行います。
<p>②再使用の推進 リユース (Reuse)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品の選択を推進します。 ○物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。 ○古着や古物は、再使用するよう啓発します。
<p>③再資源化の推進 リサイクル (Recycle)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「容器包装リサイクル法*」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 ○「小型家電リサイクル法*」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタル*の再資源化を推進します。 ○廃棄処分となる農産物や水産系残滓の有効利用を推進します。 ○農業用廃プラスチック等の適正処理を推進します。 ○町内で発生する落ち葉、刈り取った草などの有効利用を推進します。
<p>④3Rの総合的な推進と適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大洗町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。 ○ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、3Rについて町民の意識向上を図ります。 ○町民が利用しやすいクリーンセンターの運営を推進します。 ○ごみの正しい分別ルール表にある、ごみの適正な排出の徹底とマナーを周知します。 ○野焼きの禁止について啓発を強化します。 ○不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。

〇クリーンアップ大洗など清掃活動への参加を促進します。

〇3Rの推進に向けて町民や事業者の意識啓発を図ります。

●町民の取組●

① ごみの発生抑制と減量化の推進（Reduce(リデュース)）

- ・エコクッキングを心がけ、調理の過程や食べ残しでの廃棄量を減らします。
- ・生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。
- ・食品ロスを減らすため、家庭では買いすぎや作りすぎに注意し、外食では食べられる分だけ注文します。
- ・買い物の際は、マイバッグ[※]を持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- ・過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- ・飲食に伴う食器類は、使い捨てとなる紙皿や割り箸等の使用を減らします。
- ・洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。

② 再使用の推進（Reuse(リユース)）

- ・使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。
- ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。
- ・リサイクルショップやフリーマーケット等を積極的に活用します。

③ 再資源化の推進（Recycle(リサイクル)）

- ・ごみは、町が行っている分別収集に従って適正に排出し、リサイクルに協力します。
- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。
- ・不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。
- ・落ち葉や刈り取った草などは、たい肥化するなど有効利用します。

④ 3Rの総合的な推進と適正処理の推進

- ・町が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、3Rに取り組みます。
- ・ごみの排出時は、分別ルールとマナーを守ります。
- ・ごみの自家焼却（野焼き）はしません。
- ・不法投棄を発見した際は、速やかに警察や町役場に通報し、情報提供に協力します。
- ・クリーンアップ大洗など、町内の清掃活動に参加します。

◆事業者の取組◆

① ごみの発生抑制と減量化の推進（Reduce(リデュース)）

- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制を図ります。
- 簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に取り組みます。
- 使い捨てではなく、可能な限り繰り返し使用できる製品の製造、販売及び使用に取り組みます。
- 食品ロスを減らすため、飲食業では提供する量や仕込み量の調節を、小売業では発注や在庫管理等による廃棄処分量の削減などに努めます。
- 販売店などでは、減量化推進のため、マイバッグ持参を促進します。
- 事務用品、備品などは、ごみの排出が少ない製品を購入します。

② 再使用の推進（Reuse(リユース)）

- ファイルの再使用、コピー用紙の裏紙使用など、事務用品の再利用に取り組みます。
- 商品やサービスに影響のない物品については、再使用します。
- 冷却水の循環利用など、事業活動において再使用可能な工程を導入します。

③ 再資源化の推進（Recycle(リサイクル)）

- 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 製品等について、受け入れの際は、梱包（包装）の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包（包装）の簡素化を図ります。
- 食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に取り組みます。
- 農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。
- 落ち葉や刈り取った草などは、たい肥化するなど有効利用します。

④ 3Rの総合的な推進と適正処理の推進

- 町が発信するごみ処理に関する情報について、従業員に周知し、3Rに取り組みます。
- ごみの排出時は、分別ルールとマナーを守ります。
- ごみの自家焼却（野焼き）はしません。
- クリーンアップ大洗など、町内の清掃活動に参加します。

★滞在者の取組★

- ごみ箱が設置されている場所では、分別ルールとマナーを守って適正に排出します。
- 食品ロスを減らすため、外食先では食べられる分だけ注文します。
- 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- 過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- 飲食に伴う食器類は、使い捨てとなる紙皿や割り箸などの使用を減らします。

4 大洗の環境を良くするために、 みんなで行動し、連携していこう

4.1 環境を守るため、環境について学んでいこう

環境施策	町の取組
①環境教育の推進	○小中学校や子ども会等が行う環境教育を目的とした活動を支援します。
	○子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」について広く紹介するとともに、登録や登録クラブへの参加を促進します。
	○環境に関する絵画や標語などのコンクールへの参加を促進します。
②環境学習の推進	○自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習会を開催します。
	○環境をテーマにした出前講座を実施します。
	○町内で行われるイベントで、地球温暖化対策をはじめとする環境保全の普及・啓発を図ります。
	○参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。
③環境情報の収集及び提供	○町の環境に関する情報を広報紙やホームページ等で公表します。
	○環境関連図書や資料等、環境情報の充実を図ります。
	○国や県、他市町村などで開催している環境に関するイベントの情報を提供し、積極的な参加を促進します。

●町民の取組●

① 環境教育の推進

- 学校や子ども会、スポーツ少年団等では、環境負荷低減を考えた活動を指導するとともに、環境教育に役立つ行事を取り入れます。
- 「こどもエコクラブ」に登録し、地域の環境保全活動や自然観察会等に計画的に取り組みます。
- 環境に関する絵画や標語などのコンクールに向けて、環境保全について考えながら作品を仕上げ、応募します。

② 環境学習の推進

- 自然観察会等の環境学習会に参加し、環境について学習します。
- 環境学習に取り組むため、環境をテーマにした出前講座を受講します。
- 町内で行われるイベントで、地球温暖化対策をはじめとする環境保全について学びます。

③ 環境情報の収集及び提供

- 町の広報紙やホームページ等に掲載されている環境に関する情報を活用します。
- 環境関連図書や資料等で環境情報を入手します。
- 国や県、他市町村等で開催している環境に関するイベントの情報を入手し、参加します。

◆事業者の取組◆**① 環境教育の推進**

- 環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。
- 事業所内での環境教育の充実に取り組みます。

② 環境学習の推進

- 事業活動を通じた環境をテーマにした出前講座に協力します。
- 町内で行われるイベントの主催や共催、出店等をする際は、環境保全に関する啓発活動を行います。

③ 環境情報の収集及び提供

- 事業所内での環境活動をホームページ等でPRし、環境情報の提供に協力します。
- 町の広報紙やホームページ等に掲載されている環境に関する情報を活用します。
- 環境に関するイベントの情報を入手し、協力します。

★滞在者の取組★

- 町で開催される自然観察会等の環境学習会に参加し、大洗の環境について学習します。
- 町内で行われるイベント会場で、地球温暖化対策をはじめとする環境保全について学びます。
- 大洗町が発信する環境に関する情報を入手し、協力します。

4.2 みんなで協力し合い、環境保全活動に取り組もう

環境施策	町の取組
①環境保全活動の普及・啓発	○町民、事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための組織づくりを行います。
	○環境保全活動を積極的に行っている町民や市民団体、事業者を町のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発を行います。
	○町民が気軽に参加できる環境活動メニューを整備し、広報紙や町のホームページなどを利用し、参加を呼びかけます。
②環境保全活動リーダーの確保	○自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）を育成します。
	○地球温暖化対策を町民に啓発する茨城県地球温暖化防止活動推進員を町で推薦し、推進員の増員を図ります。
③環境保全活動の支援	○町民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。
	○環境保全団体（環境ボランティア団体）等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。

●町民の取組●

<p>① 環境保全活動の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町や町民、事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加します。 ・町のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている町民や町民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。 ・町の広報紙やホームページなどから、町が提供する環境活動メニューを取得し、参加します。
<p>② 環境保全活動リーダーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）を目指します。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員に協力します。
<p>③ 環境保全活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に環境保全活動に取り組みます。 ・学校や子ども会、町内会、市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。

◆事業者の取組◆**① 環境保全活動の普及・啓発**

- 町や町民、事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に協力します。
- 環境に関する自社の取組等の情報を可能な範囲で公開します。
- 町のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている町民や町民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。

② 環境保全活動リーダーの確保

- 自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー（指導員）の確保に協力します。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員に協力します。

③ 環境保全活動の支援

- 事業活動において、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- 町内で行われている環境保全活動に協力します。

★滞在者の取組★

- 町の広報紙やホームページなどから、町が提供する海岸清掃や自然観察会などの環境活動メニューを取得し、参加します。
- 大洗町を訪れるたびに、環境が良くなっているよう、町の環境保全に協力します。

